

電力・ガス取引監視等委員会の 組織及び運営について

令和2年10月27日

電力・ガス取引監視等委員会

委員会が設立された経緯

- 2013年に閣議決定された「電力システムに関する改革方針」において、電力市場の全面自由化などを進めることが決定されたが、その中で、独立性と高度な専門性を有する新たな規制組織を設けることが掲げられた。
- その後、2015年に成立した電気事業法改正法において、正式に、電力取引監視等委員会の設立が決定され、同年9月に設立された。

電力システムに関する改革方針（2013年 閣議決定）【抜粋】

行政の監視機能の強化

自由化された市場における電力取引の監視・モニタリングやルール整備、送配電事業に関する料金規制や行為規制の厳格な実施、緊急時及び平時における安定供給確保等の万全を期するため、行政による監視機能を一層高める。このため、電気事業に係る規制をつかさどる行政組織のあり方を見直し、2年後を目途に、独立性と高度な専門性を有する新たな規制組織へと移行する。

委員会の法的位置づけ（設置根拠）

- 委員会は、電気事業法に基づき、合議制の機関として、資源エネルギー庁とは別に経済産業省に置かれ、電気事業法等の関係法令の規定によりその権限に属せられた事項を処理することとされている。
- 委員会は、あくまでエネルギー政策の枠組みの中で独立性と専門性を持って電力・ガスの取引の監視や行為規制を実施する機関とすることが適当であるとの考えにより、国家行政組織法第3条に基づく委員会ではなく、第8条に基づく合議制の機関（8条委員会）として経済産業省に設置された。

第189回通常国会 衆議院経済産業委員会（2015年5月13日） [抜粋]

○宮沢国務大臣

基本的なことを申し上げますと、やはり、この委員会は、ある程度独立性を確保しなければならないし、権限も相当強いものでなければならない一方で、エネルギーの安定供給等々という、エネルギー政策と切り離してはなかなか考えられない、仕事ができない委員会だということでありまして、エネルギー政策の枠組みから離れて市場監視や料金規制を行う仕組みにしますと、安定供給とか、また保安の確保、再生可能エネルギーの普及などを進めるという観点からは、三条委員会では適当ではないと考えております。

そうした意味で、エネルギー政策の枠組みの中で、経済産業大臣直属の八条委員会ということで法案を提出させていただきます。

国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）[抜粋]

（行政機関の設置、廃止、任務及び所掌事務）

第三条 国の行政機関の組織は、この法律でこれを定めるものとする。

2 行政組織のため置かれる国の行政機関は、省、委員会及び庁とし、その設置及び廃止は、別に法律の定めるところによる。

（審議会等）

第八条 第三条の国の行政機関には、法律の定める所掌事務の範囲内で、法律又は政令の定めるところにより、重要事項に関する調査審議、不服審査その他学識経験を有する者等の合議により処理することが適当な事務をつかさどらせるための合議制の機関を置くことができる。

国家行政組織法に基づく3条委員会と8条委員会の比較

	3条委員会	8条委員会
主な例	● 公正取引委員会 ● 国家公安委員会 ● 原子力規制委員会 等	● 証券取引等監視委員会 ● <u>電力・ガス取引監視等委員会</u> ● 産業構造審議会 等
位置付け	● <u>府・省の外局として置かれる</u> 合議制の機関	● <u>3条機関</u> （府・省、3条委員会、庁）に <u>置かれる</u> 合議制の機関
権限	● <u>委員会の意思決定が、最終的な国家としての意思決定</u> として施行される	● <u>委員会の意思決定を踏まえ、所管大臣が最終的な意思決定</u> を行う
命令制定権	● 命令、告示等の <u>制定権を有する</u>	● 命令、告示等の <u>制定権を有していない</u>
人事権	● <u>委員長</u> が職員の人事権を有する	● <u>所管大臣</u> が職員の人事権を有する

電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）[抜粋]

（設置）

第六十六条の二 経済産業省に、電力・ガス取引監視等委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（権限）

第六十六条の三 委員会は、この法律、ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）、熱供給事業法（昭和四十七年法律第八十八号）及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

経済産業省設置法（平成十一年法律第九十九号）[抜粋]

（設置）

第六条 （略）

2 前項に定めるもののほか、別に法律で定めるところにより経済産業省に置かれる審議会等で本省に置かれるものは、次の表の上欄に掲げるものとし、それぞれ同表の下欄に掲げる法律（これらに基づく命令を含む。）の定めるところによる。

名称	法律
（略）	（略）
<u>電力・ガス取引監視等委員会</u>	電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）

委員会の法的位置づけ（委員会の権限・独立性）

- 委員会は、自らの判断により、電気事業者等に対する報告徴収、立入検査及び監査ができることとされている。また、自ら電気事業者等に対する業務改善勧告を実施したり、経済大臣に対して制度改革等の建議することができることとされている。
- 法令上は、委員会は、事業者に対して業務改善命令を発出したり、省令・告示の制定・改正などを行う権限は有していない。
- なお、実態上は、後述のように、委員会は省令・告示に盛り込むべき内容をかなり詳細に建議あるいは報告書の形で提案し、それらの多くがほぼそのまま省令・告示に反映されている。

関係法令により委員会が行うこととされている事項

- 委員会は、電力の適正な取引に関する専門的知見に基づき、経産大臣の処分の内容について、経産大臣に意見することが期待されている。
- また、委員会は、電力の適正な取引に関する専門的知見を活用し、経産大臣に代わって、電気事業者等に対し、報告徴収、立入検査及び監査を行うことが期待されている。
- さらに、委員会は、電力の適正な取引に関する専門的知見を活用し、経産大臣が所掌する電気事業法等の範囲において、電気事業者等に対して、業務改善勧告を実施したり、経産大臣に建議したりすることができることとされている。

委員会が行うこととされている事項の概要

○建議（電力・ガス取引についてのルール整備）

委員会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項に関し、電力の適正な取引の確保を図るため必要があると認めるときは、電気事業に関し講ずべき施策について経済産業大臣に建議することができる。また、建議に基づいて講じた施策について報告を求めることができる。

○意見回答（規制料金の審査を含む）

経済産業大臣は、電気事業法等に基づく処分（登録、命令、認可等）をしようとするときは、あらかじめ、委員会の意見を聴かなければならない。

○事業者への業務改善勧告、大臣への勧告

委員会は、監査、報告徴収、立入検査の結果、電力の適正な取引の確保を図るため必要があると認めるときは、電気事業者又は経済産業大臣に対し、必要な勧告をすることができる。

○報告徴収、立入検査

委員会は、経済産業大臣から報告徴収・立入検査について権限委任を受けており、電気事業者等に対して報告徴収・立入検査をすることができる。

○監査

委員会は、経済産業大臣から監査について権限委任を受けており、毎年、一般送配電事業者等に対して監査をしなければならない。

○あっせん、仲裁

委員会は、電気供給事業者等から契約等に関する協議不調等を理由とするあっせん・仲裁の申請があった場合、あっせん・仲裁を行う。

○苦情の処理

委員会は、電気事業者の電気の供給等に関して苦情の申し出があった場合、苦情を処理する。

電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）[抜粋]

（権限）

第六十六条の三 委員会は、この法律、ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）、熱供給事業法（昭和四十七年法律第八十八号）及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

（委員会の意見の聴取）

第六十六条の十一 経済産業大臣は、次に掲げる場合（※）には、あらかじめ、委員会の意見を聴かなければならない。

※電気事業法の規定による登録、登録の取消し、命令、許可、認可、認可の取消し、供給区域の減少の処分、変更の処分、承認、裁定、勧告、指定及び指定の取消しをしようとするとき。

（勧告）

第六十六条の十二 委員会は、第百十四条第一項又は第二項の規定により委任された第百五条、第百六条第三項、第五項若しくは第七項又は第百七条第二項、第五項若しくは第七項の規定による権限を行使した場合において、電力の適正な取引の確保を図るため必要があると認めるときは、電気事業者に対し、必要な勧告をすることができる。ただし、次条第一項の規定による勧告をした場合は、この限りでない。

（建議）

第六十六条の十四 委員会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項に関し、電力の適正な取引の確保を図るために必要があると認めるときは、電気事業に関し講ずべき施策について経済産業大臣に建議することができる。

委員会の運営状況（委員会の権限）

- 電気事業法等に基づく委員会の権限についての意思決定は、地方の一般ガス導管事業者の監査等を経済産業局長等に委任していることを除き、事務局等に委任（専決処理）をしていない。
- このため、緊急の案件や軽微な事項を含め、多くの意思決定を委員会を開催して行っている。

委員会の開催実績 （2015年9月～2020年10月）

会議の開催方法	開催実績	平均出席者数
対面	149回	4.38人／回
書面等	146回	－
合計	295回	－

委員会の活動実績 （2015年9月～2020年10月）

活動内容	実績
建議	23件
勧告	10件
意見回答（※）	4,804件
あっせん・仲裁	0件
苦情処理	4件

※2020年8月末時点。ただし、各経済産業局電力・ガス取引監視室が行った意見回答の事務については2020年3月末時点。

電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）[抜粋]

（権限の委任）
第百十四条 （略）

- 5 委員会は、政令で定めるところにより、第一項又は第二項の規定により委任された権限（※監査、報告徴収、立入検査）の一部を経済産業局長に委任することができる。
- 6 前項の規定により経済産業局長に委任された権限に係る事務に関しては、委員会が経済産業局長を指揮監督する。

電気事業法施行令（昭和四十年政令第二百六号）[抜粋]

（権限の委任）
第二十七条 （略）

- 4 次の表の上欄に掲げる法第百十四条第一項又は第二項の規定により委員会に委任された権限は、それぞれ同表の下欄に定める経済産業局長が行うものとする。ただし、委員会が自らその権限を行うことを妨げない。

一 法第百五条の規定に基づく権限	供給区域又は電気工作物の設置の場所を管轄する経済産業局長
二 法第百六条第三項及び第百七条第二項の規定に基づく権限	小売電気事業に係る業務を行う区域、供給区域、供給地点又は電気工作物の設置の場所を管轄する経済産業局長

委員会の運営状況（電気事業に関し講ずべき施策の大臣への建議）

- 委員会は、2015年の組織発足以来、「電力の小売営業に関する指針の制定」（いわゆる小売営業ガイドラインの制定）など、ルールの制定や改正について、経済産業大臣に23件の建議をしている。
- これらは、そのほぼ全て（23件中21件）が制度改正に結びつき、残りも現在制度設計を行っている。

日付	件名	概要
2020年 9月28日	経済産業省令等の改正に関する建議について	不適切な発注・契約による支出増については、託送料金及び経過措置料金に係る超過利潤の計算において費用として扱ってはならないことを明確にする内容の省令等の改正を建議するもの
2020年 6月24日	「適正な電力取引についての指針」の改定に関する建議について	市場間相場操縦行為も相場操縦として問題となり得ることの明確化、及び発電所の計画停止・計画外停止の場合だけでなく一定の出力低下の場合も「インサイダー取引」の定義に追加する内容の同指針の改定を建議するもの
2019年 11月25日	「新しい火力電源入札の運用に係る指針」の改定に関する建議について	新電力シェアの拡大等を踏まえ、火力電源の調達については、同指針に基づかない方法を妨げないが、引き続き、同指針による調達が効率的かつ透明性の高いものであることなどを同指針に追記する等を建議するもの
2019年 9月6日	「適正な電力取引についての指針」の改定に関する建議について	省令に規定された一般送配電事業者等に係る行為規制について、その具体的な運用のあり方として同指針に盛り込むべき内容（例えば、一般送配電事業者は、その特定関係事業者との間で兼職を行う者がいる場合、あらかじめ、電力・ガス取引監視等委員会へ説明するとともに、年1回程度、その業務内容等を一般に公表することが望ましい旨）を建議するもの
2019年 1月18日	ガス導管事業者の収支状況の事後評価を踏まえた経済産業省令等の改正に関する建議について	ガス導管事業者の収支管理を適正化する観点から、必要な経済産業省令等の改正（地域別料金毎の託送収支の管理、約款制定不要となる特定ガス導管事業者の対象範囲の変更）を実施する旨を建議するもの
2018年 12月6日	「電力の小売営業に関する指針」の改定に関する建議について	需要家が小売電気事業者のスイッチングを行う際に起きる「取戻し営業行為」の類型等を同指針に追記するなどを建議するもの
2018年 12月6日	「適正なガス取引についての指針」の改定に関する建議について	LNG基地の第三者利用を促進する観点から、LNGタンクの運用等について「望ましい行為」等を同指針に追記するなどを建議するもの

日付	件名	概要
2018年 9月20日	「電力の小売営業に関する指針」の改定に関する建議について	連系線の利用により、卸電力取引所を介して調達した電気の電源構成等算定ルール（例えば、当該電気は原則として「卸電力取引所」として区分されるが、電源構成等を特定した契約を締結している等の一定要件を満たす場合には当該契約に定められた電源構成で調達したとみなしても良い）等を同指針に追記する旨を建議するもの
2018年 6月27日	「送配電網の維持・運用費用の負担の在り方検討ワーキンググループ中間とりまとめ」を踏まえた託送料金制度見直しに関する建議について	電力系統を取り巻く環境変化を踏まえ、託送料金の最大限抑制と将来に向けた投資確保を両立させるべく、託送料金制度の見直しの方向性として、発電側基本料金の導入や需要側からの託送料金の基本料金回収率の引き上げなどを建議するもの
2018年 6月18日	「一般送配電事業者及び送電事業者の法的分離にあわせて導入する行為規制の詳細について」を踏まえた経済産業省令の改正に関する建議について	一般送配電事業者の法的分離に併せて導入する、情報の適正な管理のための体制整備の詳細、社名等に関する規律、業務の受委託に関する禁止の例外などを内容とする省令を改正する旨を建議するもの
2018年 1月24日	「みなし小売電気事業者部門別収支計測規則（平成二十八年経済産業省令第四十五号）」の改正に関する建議について	みなし小売電気事業者の規制料金を算定する際のルールとして、規制部門と自由化部門で同時に利用している発電設備等の固定費（人件費や修繕費等）については、実績需要に基づいて配分するよう同規則の改正を建議するもの
2017年 5月29日	「電力の小売営業に関する指針」の改定に関する建議について	非化石価値取引市場の導入に伴い、非化石証書を購入した小売事業者が「再エネ100%の発電・調達を実施」などの誤認を招く紹介を行わないよう具体的な電源構成の開示方法に関する規定を本指針に追加する等の建議をするもの
2017年 2月3日	「適正な電力取引についての指針」の改定に関する建議について	ネガワット取引（特定卸供給）が制度化されること等を踏まえ、ネガワット取引分野における適正な電力取引の在り方等（例えば、「供給元小売電気事業者は、ネガワット事業者からネガワット取引を実施するために必要な契約の協議の申し入れを受けた場合には、積極的に協力すること」を「望ましい行為」として明記）を同指針に追記する旨を建議するもの
2017年 2月3日	「適正なガス取引についての指針」の改定に関する建議について	ガス事業類型の見直し等を背景として、他のガス小売事業者にスイッチングしようとする需要家に対して不当に扱ってはならないなどの「問題となる行為」等を同指針に追記するなどを建議するもの。
2017年 1月24日	ガスの取引の監視に必要な情報の定期的な収集に関する建議について	ガス取引の監視に必要な情報を電力・ガス取引監視等委員会及び経済産業局に提供することを求めるため、省令を制定する等の所要の措置を講ずることを建議するもの
2016年 12月20日	「ガスの小売営業に関する指針」の制定に関する建議について	ガスの小売全面自由化に向け、ガス小売事業者による需要家への適切な情報提供の方法等について指針を定める旨を建議するもの
2016年 9月26日	「一般送配電事業者が行う調整力の公募調達に係る考え方」に基づく指針の制定に関する建議について	需給調整に用いる調整力について、一般送配電事業者によって公正・透明な公募調達が行われることを促す指針（例えば、公募調達の実施方法やその監視の在り方等を明示）を定める旨を建議するもの

日付	件名	概要
2016年 7月13日	「電力の小売営業に関する指針」の改訂に関する建議について	小売事業者が業務提携する取次・代理業者等を自己のホームページ等において“分かりやすく”公表することが望ましい旨を同指針に追記するなどを建議するもの
2016年 6月6日	「新しい火力電源入札の運用に係る指針」の改訂に関する建議について	平成28年4月からの小売全面自由化に伴い、電気事業類型等が見直されたため、同指針についても入札対象者や要件等の改訂を行う旨を建議するもの
2016年 3月4日	「適正な電力取引についての指針」の改定に関する建議について	小売全面自由化がスタートすることを踏まえて小売、送配電、発電のそれぞれの分野において、望ましい行為、問題となる行為等（例えば、一般送配電事業者に対する差別的取扱の禁止規定の具体化に向け、「需要家と需給調整契約を締結する際に、自己又はグループ内の小売部門の需要家であるか他の電気供給事業社の需要家であるかにより不当に差別的に取り扱うこと」を「問題となる行為」として明記）の適正な電力取引の在り方について同指針に追記する旨を建議するもの
2016年 2月5日	電力取引の監視に必要な情報の定期的な収集に関する建議について	電力取引の監視に必要な情報を電力取引監視等委員会に提供することを求めるため、電気関係報告規則を改正する等の所要の措置を講ずる旨を建議するもの
2016年 1月22日	「電力の小売営業に関する指針」の制定に関する建議について	小売電気事業者による需要家への適切な情報提供や営業方法等について、小売電気事業者が電気事業法及びその関係法令を遵守するよう促す指針を定める旨を建議するもの
2015年 10月8日	「電気事業法第2条の2及び第27条の15の規定による経済産業大臣の登録に係る審査基準」の改正に関する建議について	小売電気事業者の登録基準などを建議するもの

委員会の運営状況（事業者に対する報告徴収及び勧告）

- 日々の監視業務において事業者の不適切な行為を察知した際などにおいて、委員会が必要と判断した場合には、事業者に対して報告徴収を行っている（累計47件）。
- 事実関係を調査した結果、必要な場合には、事業者に対し是正措置や再発防止を講じるよう勧告を行っている（累計10件）。

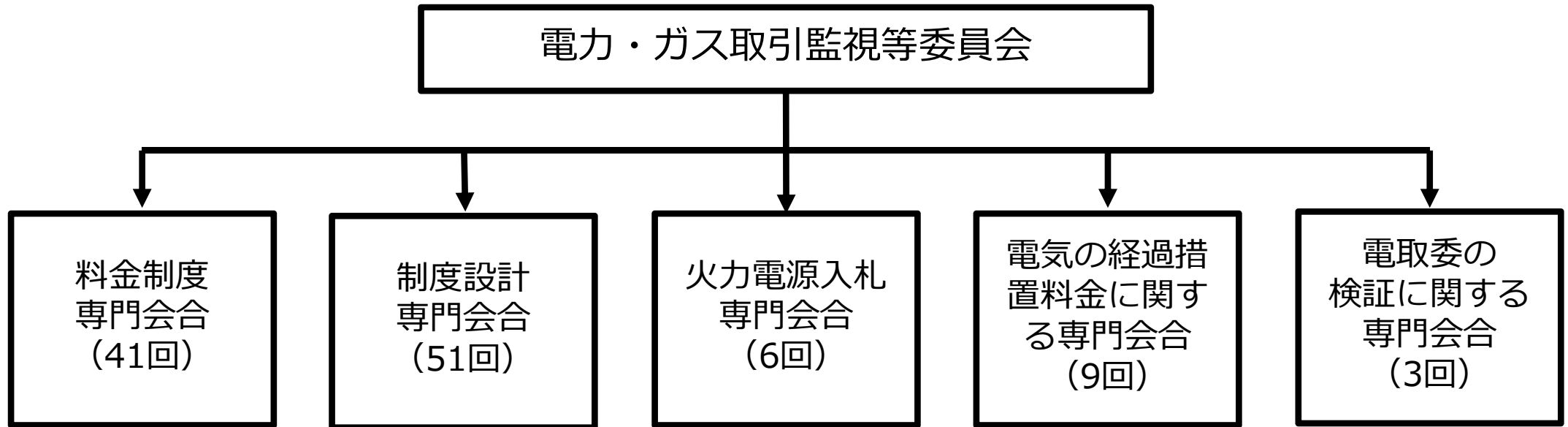
日付	対象事業者	事業	概要
2020年 9月9日	東京電力エナジーパートナー(株)	電気 (小売)	電気及びガスの小売供給契約の締結を電話で勧誘する際に、 <u>電気及びガスの供給条件について不十分な説明や虚偽の説明をした。</u>
2020年 7月8日	中部電力ミライズ(株)	電気 (小売)	電気の小売供給契約締結の際、多数かつ継続的に、法に規定する <u>契約締結前交付書面及び契約締結後交付書面の需要家への交付を行わなかった。</u>
2019年 12月25日	あくびコミュニケーションズ(株)	電気 (小売)	多数の需要家に対し、電気料金の支払方法の変更に際して法に規定する <u>説明義務及び書面交付義務を果たさなかった。</u> また、電気料金が請求済みであったにもかかわらず、一部の需要家について口座引落しのための決済処理を行い、電気料金の過大徴収を多数発生させた。
2019年 8月21日	関西電力(株)	電気・ガス (小売)	電気及びガスの小売供給契約締結の際、多数かつ継続的に、法に規定する <u>契約締結前交付書面及び契約締結後交付書面の需要家への交付を行わなかった。</u>
2018年 10月11日	東京電力エナジーパートナー(株)	電気・ガス (小売)	電気及びガスの小売供給契約締結の際、多数かつ継続的に、法に規定する <u>契約締結後交付書面の需要家への交付を行わなかった。</u>
2018年 8月2日	(株)F-Power	電気 (小売)	多数の需要家に対し、説明が不十分なままに中途解約に伴う違約金の適用範囲等を変更し、小売供給契約の変更に際して法に規定する <u>説明義務を果たさなかった。</u>
2018年 5月16日	東北電力(株)	電気 (送配電)	認可された託送供給約款に定められているにもかかわらず、長期かつ反復・継続的に <u>工事費負担金の算定方法を誤り</u> 、系統接続する発電事業者等への過大請求を多数発生させた。

日付	対象事業者	事業	概要
2018年 3月2日	東京電力エナジーパートナー(株)	電気・ガス (小売)	電気及びガスの訪問営業及び電話営業において、多数かつ継続的に、法に規定する <u>契約締結前交付書面の需要家への交付を行わなかった</u> 。
2016年 11月17日	東京電力エナジーパートナー(株)	電気 (小売)	取引所において、 <u>約定価格を上昇させる不適切な入札行動</u> という市場相場に重大な影響をもたらす取引を行い、市場の信頼を害した。
2016年 6月17日	東京電力パワーグリッド(株)	電気 (送配電)	小売電気事業者への <u>電気使用量の通知遅延</u> により、小売電気事業者から多数の需要家への電気代の請求遅延を招く等の影響が出るなど、電力の適正な取引を阻害した。

専門会合の運営

- 委員会は、専門的事項を調査・審議するため、5つの専門会合を設置。
- それぞれ、必要に応じて会議を開催し、調査・審議を行っている。

専門会合の構成（括弧内の数字は開催実績）



電力・ガス取引監視等委員会運営規程[抜粋]

(専門会合の設置等)

第6条 委員会は、委員会の下に専門会合を置くことができる。

委員長及び委員

- 委員長及び委員は法律、経済、金融又は工学に関して専門的な知識と経験を有し、その職務に関し公正かつ中立な判断をすることができる者のうちから、経済産業大臣によって任命されることとされている。（国会の同意人事はなし）

電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）[抜粋]

（委員長及び委員の任命）

第六十六条の七 委員長及び委員は、法律、経済、金融又は工学に関して専門的な知識と経験を有し、その職務に関し公正かつ中立な判断をすることができる者のうちから、経済産業大臣が任命する。

八田 達夫
（委員長）



【経済】
大阪大学 名誉教授
アジア成長研究所 所長

稲垣 隆一
（委員長代理）



【法律】
稲垣隆一法律事務所
弁護士

北本 佳永子



【会計】
EY新日本有限責任監査法
常務理事
シニアパートナー
公認会計士

林 泰弘



【工学】
早稲田大学大学院
教授

圓尾 雅則



【金融】
SMBC日興証券
マネージングディレクター

委員長及び委員の中立性の確保

- 電気事業法において委員長及び委員の任命要件として専門性及び公正・中立性が規定されている。
- 委員会は、より確実にその中立性を確保するため、委員長及び委員が在任中に留意すべき内容について、申し合わせ事項を議決している。

委員長及び委員による申し合わせの内容

1. 寄附の受領について

電気・ガス事業者等（電気・ガス事業者等又は当該事業者の会社法上の子会社、親会社若しくは当該親会社の子会社。）及びその団体から個人として寄附（贈与、供応接待等の利益供与を含む。）を受けることを自粛する。

2. 兼業について

電気・ガス事業者等及びその団体の役員又は従業者となることを自粛する。

3. 報酬の受領について

同一の電気・ガス事業者等及びその団体から個人として一定額以上の報酬等を受領することを自粛する。

4. 株取引について

電気・ガス事業者等に係る株取引等は自粛する。

5. 講演について

委員会の職務に関して講演を行う場合には、委員長に報告する（委員長においては、委員長代理への報告とする。）。

6. 事業者等との接触について

電気・ガス事業者等及びその団体から要請、要望や申請内容に係る説明を受けた場合、委員長にその事実を報告する（同上）。

7. 情報管理について

国家公務員法上の守秘義務はもとより、経済産業省の情報セキュリティ等の規定に則り、機密性情報の適切な取扱いを含む情報管理等を徹底する。

委員会事務局の職員

- 委員会事務局の職員に、弁護士、公認会計士等の専門的な分野に係る資格又は実務経験を有する者を積極的に採用している。
- なお、委員会の独立性の観点から、電気事業者等の現役職員との人事交流は行っていない。
- 今後委員会が取り組むべき課題を踏まえると、これまで以上に専門的知見を有する者が必要と考えられ、その確保が課題。（例えば、新たな託送料金制度の詳細設計・運用には、送配電設備や系統運用の実務に知見を有する者が必要。）

委員会事務局の職員数 (本省：2020年10月1日現在)

事務局の職員数 (本省)	72名
うち任期付職員	36名

※任期付でない職員は、経済産業省の他の部署との人事異動がある。

専門的な分野に係る資格又は実務経験を有する者

区分	人数
弁護士	3名
公認会計士	4名
電気事業に係る実務経験を有する者	5名
金融業に係る実務経験を有する者	3名

透明性の確保

- 委員会は、その運営状況について透明性を高める観点から、原則公開で行い、会議資料、議事要旨及び議事録を公表している。ただし、公開することにより、当事者若しくは第三者の権利若しくは利益又は公共の利益を害するおそれがある等の場合は、その理由を開催案内等で明示した上で、非公開で行っている。
- また、経済産業大臣に対する意見、建議を行った場合には遅滞なくその内容を公表するとともに、毎年の事務の処理状況を年次報告書にまとめ、これまでに4回公表した。

委員会の事務の処理状況の公表実績

委員会は、事業者に対する指導、規制料金の事後評価、一般送配電事業者等の監査、各種指針の整備又は改定に関する建議などの委員会の活動状況について、毎年、年次報告を作成し、公表している。

- ・平成27年9月～28年8月分
- ・平成28年9月～29年8月分
- ・平成29年9月～30年8月分
- ・平成30年9月～令和元年8月分

委員会ホームページによる情報発信

- 委員会ホームページを立ち上げ、主に以下のコンテンツを公開している。

- ・プレスリリース（意見回答、建議、その他の発表）
- ・委員会について（主な取組、年次報告、組織、運営理念等の委員会の概要）
- ・会議の開催案内、開催状況（議事要旨、議事録、会議資料）
- ・相談窓口
- ・あっせん・仲裁の窓口

※消費者向けのページを作成し、小売営業に関するトラブル事例や自由化に関する基礎情報をまとめている。

※事業者向けのページを作成し、事業者が遵守すべき関係法令やガイドライン等のルールに関する情報をまとめている。

ご議論いただきたい点

- 本日は、以下のような点を中心にご議論いただいてはどうか。

監視等委員会は、電力／ガスの取引の監視及び行為規制の実施等を行う独立性と高度の専門性を有する機関として、小売全面自由化にあわせて設立された。

これまでの活動状況を踏まえて、委員会の権限や組織のあり方について、改善すべき点はあるか。

- **委員会の権限について**

- これまで委員会が行ってきた事業者に対する指導や大臣への意見や建議を踏まえて、委員会の権限について何らかの見直しが必要と考えられる点はあるか。（８条委員会としてのあり方）

- **委員会の組織及び運営について**

- 委員長・委員の任命について
- 事務局の体制について（専門人材の育成・確保など）
- 委員会の運営について
- 委員会の情報発信について

(参考) 海外の規制機関との比較

	日本	英国	米国
規制機関	電力・ガス取引監視等委員会	ガス・電力市場委員会（GEMA）	連邦エネルギー規制委員会（FERC）
組織の位置付け	経産省内の独立規制機関	政策当局（ビジネス・エネルギー産業戦略省）の外部に置かれた規制機関	政策当局（連邦エネルギー省）内の独立規制機関
設立時期	2015年（9月～）	2000年（11月～）	1977年（10月～）
委員数	5名	10名	5名
任期	3年	5年以上7年以下	5年
委員の任命条件	・法律、経済、金融又は工学に関して専門的な知識と経験を有し、その職務に関し公正かつ中立な判断をすることができる者。	・委員長・委員は、規制機関としての独立性や中立性を害する行為をとってはならない。 ・経済、金融、エネルギー問題への知見等に関する専門性が求められる。	・非能率、義務の怠慢、不正行為の場合に限り、大統領により解任される場合がある。 ・能力、経歴、経験等により、連邦エネルギー政策の影響を受ける全てのニーズと懸念を評価する特別な資格を持つ者。
委員再任の可否	10年を超えない範囲で可	一度のみ可	可
任命権	経済産業大臣	ビジネス・エネルギー・産業戦略大臣	大統領（上院の助言と同意が必要）
人員数	約130名	約800名	約1400名
外部人材の登用	・弁護士、公認会計士、金融機関等の様々な分野の外部人材を配置	・エコノミストが多い。 ・送電会社（National Grid）などの電力会社からの転籍も多数。	会計、エンジニアリング、経済、金融、法務、IT等の専門家で構成。

(参考) 国会同意人事とされている8条委員会の委員任命に係る条文

①衆議院議員選挙区画定審議会：衆議院議員選挙区画定審議会設置法（平成六年法律第三号）[抜粋]

(組織)

第六条 審議会は、委員七人をもって組織する。

2 委員は、国会議員以外の者であつて、識見が高く、かつ、衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定に関し公正な判断をすることが出来るもののうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。

②国会等移転審議会：国会等の移転に関する法律（平成四年法律第百九号）[抜粋]

(組織)

第十五条 審議会は、委員二十人以内で組織する。

2 委員は、国会等の移転に関し、行財政改革を含めた各分野において優れた識見を有する者のうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。

③中央社会保健医療協議会：社会保険医療協議会法（昭和二十五年法律第四十七号）[抜粋]

(組織)

第三条 (略)

6 中央協議会の公益を代表する委員の任命については、両議院の同意を得なければならない。

④調達価格等算定委員会：電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号）[抜粋]

(委員)

第六十九条 委員は、電気事業、経済等に関して専門的な知識と経験を有する者のうちから、両議院の同意を得て、経済産業大臣が任命する。

⑤再就職等監視委員会：国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）[抜粋]

(委員長及び委員の任命)

第百六条の八 委員長及び委員は、人格が高潔であり、職員の退職管理に関する事項に関し公正な判断をすることができ、法律又は社会に関する学識経験を有する者であつて、かつ、役職員又は自衛隊員としての前歴（検察官その他の職務の特殊性を勘案して政令で定める者としての前歴を除く。）を有しない者のうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。